

会社法対策セミナー

「どうなる株式会社？どうなる有限会社？」

開催のご案内

主催 京都司法書士会 後援 京都商工会議所・京都市中小企業支援センター

中小企業の経営にも大きな影響を与える新しい「会社法」が平成18年5月に施行される運びです。会社法では、有限会社制度と株式会社制度の統合による機関設計の自由化、事業承継にも活用できる豊富な種類株式制度、最低資本金規制の撤廃、合同会社の新設など、多様な選択肢が用意されており、会社法をぜひ味方にして、企業戦略に活用する必要があります。

そこで、京都司法書士会では、新会社法対策事業として、会社法のポイントをわかりやすく解説するセミナーと個別相談会を企画致しました。企業のオーナー・経営者、総務ご担当者、創業を企画しておられる方等々、奮ってご参加頂きますようご案内申し上げます。

日時 平成18年1月27日(金) 13:30~15:00 (受付: 13:00~)
終了後、司法書士による個別相談会を実施 (要予約・定員30名)
場所 京都商工会議所3階講堂 (烏丸通竹屋町下る西側)
内容 「どうなる株式会社？どうなる有限会社？」
講師 司法書士 南村幸児 (京都司法書士会・商法研究会座長)
受講料 無料
定員 300名 (申込先着順)

申込方法

下記受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX(075-222-0466)して下さい。説明会の受講票等はお送りしませんので、直接会場までお越し下さい。但し、個別相談をご希望の方につきましては、1月24日(火)までに予定時間をご連絡致します。

お問い合わせは、京都司法書士会事務局(TEL075-241-2666)まで。

京都司法書士会事務局 行 (FAX075-222-0466)

会社法対策セミナー受講申込書

御社名		ご担当者名	
	TEL	FAX	
所在地	〒		
受講者名	役職(所属):	御芳名:	
	役職(所属):	御芳名:	
個別相談	希望する ・ 希望しない		

本申込書にご記入いただいた個人情報等につきましては、当セミナーの実施運営のためにのみ利用致します。